

議第四十一号

岐阜県統計調査条例の一部を改正する条例について

岐阜県統計調査条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県統計調査条例の一部を改正する条例

岐阜県統計調査条例（平成二十年岐阜県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第三項中「者が」を「個人が」に改める。

第六条第一項中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

第八条中「インターネット」を「インターネット」に改める。

第九条第二号中「統計」を「県統計調査その他の統計」に改める。

第十条第一項中「場合には」の下に「、これらの者からの求めに応じ」を加え、「これら」を「これら」に改め、同項第一号中「又は」の下に「統計調査その他の」を加え、同条に次の三項を加える。

3 知事等は、第一項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

二 第一項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称

三 前二号に掲げるもののほか、知事等が定める事項

4 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。

5 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第三項第一号及び第二号に掲げる事項

二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

三 前二号に掲げるもののほか、知事等が定める事項
第十五条中「自己」を「自己」に改める。

第十六条第一号中「者の」を「個人又は法人その他の団体の」に改める。

第十七条第一号中「者」を「個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年五月一日から施行する。

2 改正後の第十条第三項から第五項までの規定は、この条例の施行の日以後に改正後の同条第一項の規定により行われた求めに応じ、改正後の第九条に規定する調査票情報を提供した場合について適用する。

提 案 説 明

統計法の一部改正に鑑み、県が行う統計調査において集めた情報を大学等に提供した場合の公表制度を創設するため、この条例を定めようとする。